

令和 7 年度 所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に、評価されることとなりました。

当法人の介護老人保健施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えておりますので、今後もホームページにて実施状況をご報告して参ります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	1	1	0	3	0	0	3	2	3	2	1
日数	0	7	3	0	14	0	0	13	17	19	14	3

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日間を限度とし、月 1 回に限り算定する。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。肺炎・尿路感染症・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪
- ④算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む)。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦医師が感染症対策に関する研修を受講している事。